

宇和島市入札監視委員会運営要領（平成25年告示第39号）の一部を改正する告示

改正前		改正後	
<p>（委員）</p> <p>第3条 市長は、宇和島市（<u>水道局</u>を含む。）が行う入札及び契約の相手方となることが見込まれる者と密接な関係がある者及び宇和島市職員であった者に、委員を委嘱しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>		<p>（委員）</p> <p>第3条 市長は、宇和島市（<u>上下水道局</u>を含む。）が行う入札及び契約の相手方となることが見込まれる者と密接な関係がある者及び宇和島市職員であった者に、委員を委嘱しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	
開催時期	要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象	開催時期	要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象
5月又は6月	前年度の10月1日から3月31日までに契約した市発注案件	6月又は7月	前年度の10月1日から3月31日までに契約した市発注案件
11月又は12月	当該年度の4月1日から9月30日までに契約した市発注案件	11月又は12月	当該年度の4月1日から9月30日までに契約した市発注案件
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
契約の種類	金額	契約の種類	金額
工事（修繕を含む。）又は製造の請負	1,300,000円	工事（修繕を含む。）又は製造の請負	2,000,000円
業務委託	500,000円	業務委託	1,000,000円
賃貸借	400,000円	賃貸借	800,000円
物品の購入	800,000円	物品の購入	1,500,000円

宇和島市入札及び契約手続等に係る苦情処理要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、宇和島市（<u>水道局</u>）を含む。以下同じ。）が発注する工事（修繕を含む。以下同じ。）について、入札及び契約手続等に関する透明性と公正な競争を確保するとともに、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に規定する入札参加資格停止又は入札参加除外（以下「入札参加資格停止等」という。）の透明性の向上を図るため、入札及び契約手続の過程並びに入札参加資格停止等の苦情の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第2条 この要領は、市が発注する設計金額が<u>130万円</u>を超える工事に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約並びに入札参加資格停止等における苦情の処理手続について適用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、宇和島市（<u>上下水道局</u>）を含む。以下同じ。）が発注する工事（修繕を含む。以下同じ。）について、入札及び契約手続等に関する透明性と公正な競争を確保するとともに、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示97号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に規定する入札参加資格停止又は入札参加除外（以下「入札参加資格停止等」という。）の透明性の向上を図るため、入札及び契約手続の過程並びに入札参加資格停止等の苦情の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第2条 この要領は、市が発注する設計金額が<u>200万円</u>を超える工事に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約並びに入札参加資格停止等における苦情の処理手続について適用する。</p>